

実務研究

日本税務会計学会
平成31年2月 月次研究会



横田 崇(新宿)

事業体選択と税・社会保障事例研究

I はじめに

平成26年の第10回税制調査会において「個人・法人間の税制の違いによって法人形態を選択する「法人成り」の問題は、その歪みを是正する必要がある。」(要約)と問題点を指摘している。そこで、個人が事業体選択として法人を選択した

II 試算にあたっての前提条件

試算にあたっては、個人事業所得の全部を法人オーナーの役員報酬と設定する法人成り(以下「所得集中型の法人成り」という)を前提とした。従って、法人に課税所得は発生しない。また、個人の事業所得計算には青色申告特別控除額(65万円)があるため、事業所得と役員報酬との間には65万円だけ差が出る形にした。ここで比較する税金は、個人事業主に係る所得税・住民税・事業税の合計額(以下「個人所得税等」という)と法人に係る法人税・法人住民税・法人事業税(以下「法人税等」という)に役員報酬に係る所得税・住民税を加算した合計額(以下「法人成法人税等」という)を比較している。更に社会保障負担を含めて比較するため、個人については個人所得税等に国民健康保険・国民年金を加えた「個人Tax wedges

III 試算の概要

本稿では、個人事業から所得集中型の法人成りをし

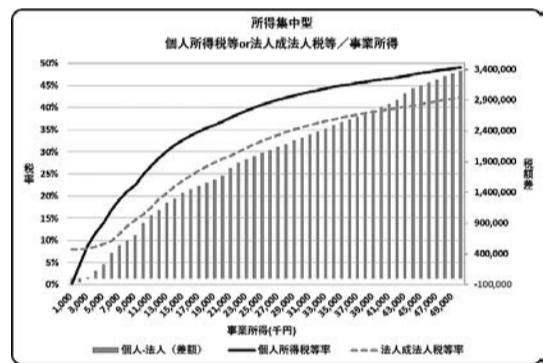
た場合の1税額差(個人所得税等と法人成法人税等の

IV 所得集中型の法人成り

1 税額差の計算
事業所得を全額オーナーの役員報酬とする「所得集中型」のケースでは、事業所得が200万円の時、個人所得税等が9万2000円、法人成法人税等は15万8000円と個人事業の方が税負担は軽い。しかし、事業所得300万円になると個人所得税等が26万2100円で法人成法人税等は24万3100円と逆転し、以降は法人事業の税負担は軽くなる。この推移を事業所得5000万円までグラフにしたのが図表1である。これは、所得が低い時点で、法人住民税の均等割(7万円)が影響しているためと、事業所得300万円を超えると、個人事業税が発生する一方で、所得集中型の法人成りでは、法人事業税は発生しない点及び役員報酬には給与所得控除がある点(給与控除)が影響している。法人では役員報酬を損金の額に算入し、その給与と所得控除を受ける為に「経費の二重控除」といわれる「個人事業主においては

差)、2 社会保障料差(国民健康保険料+国民年金)と「社会保障料の個人及び会社負担額の合計」との差)、3 税と社会保障負担の合計差(個人Tax wedgesと法人Tax wedgesの差)に分けて検討する。

図表1 税率の推移

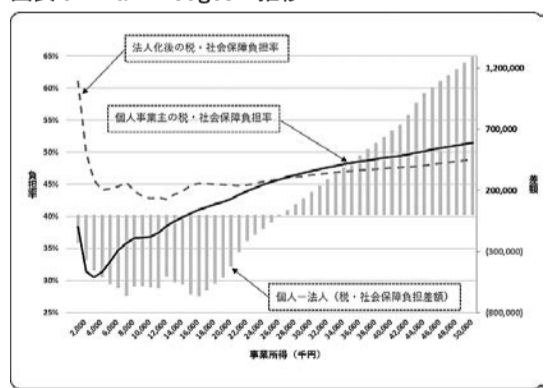


一般的に税率と異なる。これは、個人事業を法人成りしたときと比較するたに個人事業の事業所得をすべの基準にしたからである。紙面の都合上、詳細は省略するが法人成りした場合の社会保障料負担は事業所得100万円の個人事業より

図表2 課税ベースの差

	1,650,000	2,650,000	5,650,000	10,650,000	20,650,000	50,650,000
＜個人事業主に係る課税ベース＞						
青色申告特別控除前所得	1,650,000	2,650,000	5,650,000	10,650,000	20,650,000	50,650,000
青色申告特別控除	650,000	650,000	650,000	650,000	650,000	650,000
1 事業所得(課税ベース)	1,000,000	2,000,000	5,000,000	10,000,000	20,000,000	50,000,000
＜役員報酬に係る課税ベース＞						
役員報酬	1,650,000	2,650,000	5,650,000	10,650,000	20,650,000	50,650,000
2 給与所得控除後(課税ベース)	988,800	1,673,600	3,978,400	8,450,000	18,450,000	48,450,000
1-2 課税ベースの差	11,200	326,400	1,021,600	1,550,000	1,550,000	1,550,000

図表3 Tax Wedgesの推移



個人事業主の税・社会保障負担率、法人成後の税・社会保障負担率、個人・法人(税・社会保障負担差)の推移を示す。事業所得が約1600万円となる。年金保険料については、上限に達する標準報酬月額62万円を超過する個人事業主に換算すると事業所得が約680万円となる。個人事業主が加入する国民健康保険料の上限が、世帯所得約890万円に対して法人の場合は給与水準が約1600万円とこの差は大きく社会保障負担になる。法人成りの方が重くなる。法人成り後、社会保障料負担に目を向けると税制面とは逆に不利に働く。

3 税と社会保障負担の合計差 Tax wedges
所得集中型のTax wedgesは、図表3のよう個人Tax wedgesが法

V 総論

法人成りに関する議論は、事業形態の選択について税制が歪みを与えるというものであった。しかし、試算によれば社会保障負担も事業形態の選択に歪みを与えていることが判った。確かに反対給付を伴う社会保障について、負担サイドのみで論じる事は非も考

参考文獻
平成26年5月9日税制調査会(法人課税DGG) 法人成り問題を含めた中小法人課税2017
OECD2006 FUNDAMENTAL REFORM OF PERSONAL INCOME TAX IN JAPAN 17
小規模企業に対する課税のあり方について 税務論叢 坂井一雄 105頁
日本の中小企業課税問題 成城大学 経済研究 第22号 田近栄治・横田崇 83頁

1 この他、報酬額をミニマムに設定し利益を法人の内留保するなどのケースがあるが、紙面の都合上割愛する。詳しくは「日本の中小企業課税問題」成城大学 経済研究 第22号 田近栄治・横田崇を参照された。
2 例えば、事業所得1000万円の場合、役員報酬は1065万円と設定。
3 OECD2006 FUNDAMENTAL REFORM OF PERSONAL INCOME TAX IN JAPAN 17
4 Tax wedges, which measure the difference between labor costs to the employer and the corresponding net take-home pay of the employee. 2017年「日本における所得税・住民税及び社会保障料(会社負担含む)の合計」とした。
5 詳細な計算はあるが、紙面の都合上本稿では省略する。
6 小規模企業に対する課税のあり方について 税務論叢 坂井一雄 105頁
7 例えば、事業所得500万円の社会保障における標準報酬月額(500万円+65万円)÷12=47万円となり、この社会保障料(会社負担含む)の年額を事業所得500万円から除して負担率を算出。
8 139万円×12=1668万円
9 62万円×12=744万円
10 出典 日本の中小企業課税問題 成城大学 経済研究 第22号 田近栄治・横田崇 83頁